

◆「事業復興型雇用創出助成金（雇入費）」（ご案内）

県内沿岸12市町村に所在する事業所が失業者を雇用した場合、1人当たり3年間で最大120万円を助成。

（対象事業所）

- 1、2いずれかの産業政策を実施し、3、4及び5のいずれにも該当する事業所が対象。
 - 1 別表に掲げる国又は自治体の補助金・融資事業（1号事業）
 - 2 別表以外の国又は自治体の補助金・融資事業等（2号事業）
 - ・東日本大震災からの復興施策に関連する事業が対象
 - 3 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準ずること
 - 4 県内の沿岸12市町村に所在すること
 - 5 最初の支給対象者の雇入から1年以内に雇入れた労働者を申請すること
 - ・原則として、平成28年度に初めて申請する事業所が対象
 - ・平成27年度から助成金支給を受けた事業所でも、5に該当する場合には対象

（助成対象労働者）

平成27年4月1日以降に雇用された、次のいずれにも該当する労働者

- 1 助成金の対象事業所に雇用された被災3県求職者
 - ・再雇用者は、新規雇用者1名につき4名まで申請可能（対象者の8割の人数まで）
 - ・新卒者も対象（平成23年3月11日に本人又は扶養者が岩手、宮城、福島県に居住していた場合に限る）
 - ・補助金、融資事業等の支援決定以後に雇用された労働者
- 2 「期間の定めのない雇用契約」又は「1年以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用契約」により雇用された求職者
- 3 原則、雇用保険の一般被保険者に該当する労働者（所定労働時間週20時間以上）
 - ・平成23年3月11日において岩手、宮城、福島県で勤務又は居住していた求職者（受付期間及び問合せ先）

平成28年9月1日～平成29年1月27日

（予算の上限に達した場合、期限前に受付終了）

岩手県事業復興型雇用創出助成金事務センター

〒020-0021 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階

TEL 019-601-5263 FAX 0120-079-200

詳細：<http://www.pref.iwate.jp/koyouroudou/koyou/047008.html>

◆健康に仕事してますか？

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保険指導などの産業保健サービスを提供。

- ①労働者の健康管理（メンタルヘルス含む）に係る相談
 - ②長時間労働に対する面接指導
 - ③個別訪問による産業保健指導の実施
 - ④健康診断結果についての医師からの意見聴取
- 詳しくは、岩手県二戸・久慈地域産業保健センター TEL・FAX 0195-23-4466

◆9月の主な日程等

- 6日（火）第2回常議員会 11日（日）八戸・久慈自動車道整備促進住民大会
15日（木）～18日（日）久慈秋まつり（前夜祭・お通り・中日・お還り）
21日（水）メンタルヘルス対策研修会
（定期相談）保証協会6・13・20日 公庫国民生活事業9日